

会員各位

平成29年1月吉日
東京新潟県人会 会長 小林保廣

臨時総会開催のご案内

拝啓 会員各位には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は県人会活動に格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、下記により東京新潟県人会の会則ならびに細則改定のための臨時総会を開催させていただきます。

公私ご多用とは存じますが、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成29年 2月25 日 (土) 11時～

2. 臨時総会

場 所 当県人会館 2階ホール

議 案 東京新潟県人会「会則ならびに委員会細則」の一部改定

以上

(添付書類)

その1. 東京新潟県人会「会則ならびに委員会細則」の一部改定 提案理由

(1) 改正の目的

- ① 会則及び委員会細則を読み易くすること。
- ② 「章」(第1案～第8章)をつけること。
- ③ 不適切な条文の削除と修正及び必要条項を追加すること。

(2) 改定文 の説明

- ① 黒字は、旧規定である。
- ② 黒字の下線は、旧規定を削除する部分である。
- ③ 赤字は、今回、改正する部分である。

(3) 主な改正点

- ① 第 3 条 (会 員) 会員資格を次のとおりに広げた。
 - 1 新潟県出身者(個人会員)
 - 2 個人会員の縁故者
 - 3 新潟県出身者が役員を務める企業
 - 4 新潟県出身者を主な構成員とする団体

- ② 第 1 1 条 (役員の仕事) 会長の仕事について、
「会長は、会務に関する重要事項については、
常務理事会又は理事会の承認を得なければ
ならない」との規定を新設した。
- ③ 第 1 5 条 (総 会) 総会の権限について、
「総会は、予算の議決・決算の承認に関する
事項、会則の制定・変更に関する事項及び会
長が総会に付することを相当と認めた事項
を審議する」との規定を新設した。
- ④ 第 1 6 条、1 7 条 (理事会、常務理事会の権限)
理事会・常務理事会の権限について、
各々「会長から承認を求められた本会の会務
に関する重要事項について審議する」との規
定を新設した。
- ⑤ 第 1 8 条 (正副会長会) 正副会長会の権限について、「日常会務の議
決及び執行(第 1 7 条但書で常務理事会から
付託されたものを含む)を統括する」を削除
し、「本会の通常会務について審議する」と
の規定を新設した。

その 2. 東京新潟県人会「会則改定案」

その 3. 東京新潟県人会「委員会細則改定案」

その 4. 東京新潟県人会「組織図・機関一覧表」